

【カンボジア】カンボジア税関における知的財産権記録システム（IPRRS）の試行開始について

2024年10月2日  
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、カンボジア税関における知的財産権記録システム（IPRRS）の試行開始に関するお知らせです。

これまでカンボジアには税関登録制度がありませんでしたが、2024年9月1日、カンボジア税関総局（General Department of Customs and Excise）は、税関登録制度である知的財産権記録システム（IPRRS）の試行を開始しました。

試行開始された IPRRS は、国境での知的財産権犯罪や権利侵害を防止することを目的としたものです。権利者や代理人は、知的財産権の登録情報や知的財産権を有する商品の特徴を IPRRS に記録することができます。これにより、税関職員が真正品と模倣品を識別するのに役立つ情報を当局に提供することが可能となります。

現在、IPRRS に記録可能な知的財産権は、商標、地理的表示、著作権です。

また、独占販売権については、独占販売業者又は代理人が、IPRRS を通じて迅速に自らの情報を記録することができるようになります。これにより、並行輸入品の特定が容易になることが期待されます。

登録は以下のポータルサイトから行うことができます。

<https://trader.customs.gov.kh/en>

情報公開日

2024年9月26日

URL 等

<https://www.customs.gov.kh/announcements/23543-%E1%9E%9F%E1%9F%81%E1%9E%85%E1%9E%80%E1%9F%92%E1%9E%8A%E1%9E%B8%E1%9E%94%E1%9F%92%E1%9E%9A%E1%9E%80%E1%9E%B6%E1%9E%9F%E1%9E%96%E1%9F%90%E1%9E%8F%E1%9F%8C%E1%9E%98%E1%9E%B6%E1%9E%93-%E1%9E%9F-2>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。